

## 5. 運用基準

### (1) 評議員会による理事の選任について

標記の件については、公益財団法人キワニス日本財団（以下財団という。）定款第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき評議員会が決議することとなっているが、キワニスという社会奉仕団体の性格からして、財団の理事会の構成員である理事の選任については、次のような基準で行なうことを評議員会として決定する。

1. 理事は公益財団法人という事業主体の執行機関である理事会を経営者として運営し、法令及び定款で定めるところによる職務を執行する任務を負うため、理事の在任期間における年齢は、原則として、80 歳未満とする。
2. 理事は、在任理事数の半数をもって交代し、理事会の継続性を維持できるように努める。例えば、在任理事数が 8 人の場合は 4 人ずつの 2 グループとし、それぞれのグループは 1 期 2 年間はオーバーラップして同時期に理事となる。
3. 理事は、社会奉仕団体というキワニスの性格に鑑み、できるだけ多くのキワニアンにその職務の責任を担ってもらうことが好ましく、任期は 2 期（4 年）を限度とし、それ以降の継続しての再任は行わないこととする。  
但し、やむを得ざる事情がある場合は、一定期間をおいて、再度、選任することができるものとする。

2010. 11. 15

2012. 02. 06 改定

2020. 05. 12 改定

## (2) 理事長の選任について

標記の件については、公益財団法人キワニス日本財団（以下財団という。）定款第22条第2項の規定に基づき、理事会の決議により選定することとなっているが、その選定は次のような基準によって行なうことを理事会として決定する。

1. 理事長は、キワニス日本地区が33のクラブから構成されていることに鑑み、ガバナーと同じく、原則として、東京クラブ選出の理事とその他のクラブ選出の理事が交互にその任に当たることとする。
2. 理事長が病気その他の事由により欠けた場合は、理事会の決議により業務執行理事のうちの1人が当該理事長の残任期間を引き継ぐこととし、この場合においては、第1項の規定は適用しないこととする。

2010.11.2

2016.1.29 改定

### (3) 公益財団法人キワニス日本財団への大口寄付金について

公益財団法人キワニス日本財団への寄付金のうち大口寄付金については、次の基準によって運用するものとする。

1. 寄付金額は、300万円以上又はそれ相当の価額物件とする。ただし、累積寄付によって総額が300万円以上に達したものについても適用する。
2. 寄付金の使途は、定款第6条に規定する基本財産、特定のプロジェクト等への指定ができることとし、寄付者の意向にそったものとする。
3. 寄付者を KJF Founders Circle Member (KJF 基盤強化会員) という栄誉ある地位 (以下メンバーという。) に特定し、その名を永遠に銘板に記録することとする。
4. 新規メンバーについては、毎年開かれる日本地区大会において表彰楯、特別の襟ピンを贈呈し、表彰することとする。

2011.2.7

2017.9.8 改定

#### (4) 評議員会の開催について

公益財団法人キワニス日本財団（以下財団という。）の評議員会については、財団の財務状況を勘案し、定款第 17 条に定める定時評議員会は毎年 11 月の第 4 月曜日に東京で開催することとするが、臨時の評議員会については、可能な限り、持ち回り評議員会で行い、経費の節減に努めることとする。

2011.5.16 施行

2013.9.6 改定

#### (5) 事業選定委員会の運営に関する了解事項

- 1、事業選定委員会は、各キワニスクラブ、社会一般及び海外から寄せられた国内及び国外の資金助成申請案件の中から、当年の資金助成案件として最も適切と考えられる案件を検討、審査し、決定すること並びに英雄的自己犠牲賞及び日本キワニス文化賞の選定を任務とする。
- 2、助成案件の選定は、事業選定委員会細則第 6 条の基準及び以下の趣旨を勘案して行うこととする。
  - (1)助成する対象は、定款第 4 条の事業に該当する案件であること。
  - (2)当該事業が、キワニスクラブの活動を社会全般に周知徹底させるのに有益と考えられるものであること。
  - (3)助成案件が多数申請された場合には、それぞれの事業の狙い、内容を第一義的に検討、審査することとし、助成案件の地域的配分についても配慮すること。
  - (4)毎年継続的に行われる案件に対する助成については原則として連続 2 年限りとする。
  - (5)助成金額は原則として飲食費を除く総事業費の 50%以内とする。
- 3、テーマ募集型事業については、事業内容とともに、それと一体として提案される資金調達計画についても審査するものとする。
- 4、助成案件の決定に際しては、選定委員による多数決を原則とする。賛否同数となった場合は委員長の決定に委ねることとする。
- 5、テーマ募集型事業の選定は、外部委員のみで表決するものとする。

2011. 2.7 施行

2015.11.2 改定

2019.5.20 改定

(6) 義捐金募集の災害について

標記の災害については、次のような基準で運用することとする。

1. 義捐金募集対象の具体的災害については、国内・国外を問わず、日本地区ガバナーと公益財団法人キワニス日本財団の理事長が協議して決定する。
2. 国内災害については、原則として、次のような要件を備えているものについて協議の対象とする。
  - (1)国による激甚災害指定の発動がされたもの。
  - (2)各キワニスクラブからの要請のあったもの。
  - (3)災害による死亡者が100人以上のもの。
  - (4)被害総額が10億円をこえるもの。
  - (5)特に児童に甚大なる影響（例えば校舎等の全倒壊等）があったもの。
3. 海外については、原則として、次のような要件をそなえるものについて協議の対象とする。
  - (1)当該地域のクラブ、ディストリクト、ASPAC、KI、KIF等から要請のあったもの。
  - (2)死亡者が1万人をこえるもの。

(7) テーマ募集型事業について

1. 「テーマ募集型事業運用規程」及び「テーマ募集型事業応募要領」の運用基準を定めるものである。

2019.9.5 施行

## (8) 税額控除または所得控除の手続きについて

公益財団法人キワニス日本財団への寄付については税額控除または所得控除の対象となるため、下記の通り事務手続きを行なうこととする。

1. 寄付金については1回の金額が千円以上のもののみを対象とし、各人の年間の寄付の総額を各クラブ事務局で記録し、12月末に集計したものを、KJFに報告してもらうこととする。  
KJFは翌年の1月中に確定申告用の各個人宛の領収書を各クラブ事務局に送付し、事務局から各人に渡してもらうこととする。また、法人については、寄付の都度領収書を発行することとする。  
当財団に対する寄付金は、所得税、法人税及び相続税の控除対象となる。地方税についても、地方公共団体によっては控除の対象となる。(詳細については最寄りの税務署にお問合せください)。  
なお、領収書には内閣総理大臣よりの公益財団法人認定書の写しおよび税額控除に掛かる証明書の写しを裏面に印刷する。
2. 寄付の対象事業は下記の通り。
  - 1) 国内外の災害に対する寄付（ガバナー及び KJF 理事長が寄付を呼びかけたもの）
  - 2) ヒクソン、タブレット・オブ・オナー等への寄付
  - 3) AGP 等の寄付
  - 4) KJF の管理費に対する寄付
  - 5) 一般的な KJF に対する寄付（例えば KJF の基本財産に対するもの等）
  - 6) 各クラブが独自に行なう特定目的事業で KJF が承認した寄付（各クラブが指定する送金先等があれば、そこに KJF が送金する。）
  - 7) 各クラブの例会において誕生日等のメルシーの寄付で KJF が承認したもの。(同上)
3. 上記いずれの寄付金の場合も KJF の銀行アカウントに振り込むことが前提となる。  
また、寄付金は KJF に対するものであれば、キワニアンのものであればもちろんのこと、外部の人や会社のものでも控除の対象となる。
4. 地方税についても今回の公益法人改革では控除の対象となるが決まっているが、このためには、各クラブが個別に地方公共団体に申請し、条例に控除適用団体としての KJF の名称を記載してもらうことが前提となる。このため、各クラブでこの地方公共団体との折衝等の手続きを行なって下さい。

2010.6.11

2018.2.5 改定



2011.2.7

(9) クラブのアニバーサリー等への公益財団法人キワニス日本財団からの  
御祝儀金について

1. 新設されたクラブへの御祝儀金は3万円とする。
2. 既存のクラブの周年行事への御祝儀金は2万円とする。
3. 御祝儀金の伝達については、原則として、理事長又は理事が祝賀会場におもむいて行なうこととする。